

貨物自動車運送事業者各位

内閣府沖縄総合事務局運輸部長

トラックにおける安全確保の徹底について

5月16日(火)午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、岩手県一関市に向けて乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した(5月17日(水)9時現在)。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、安全対策及び事故防止が図られるよう下記事項について改めて徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すると。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。

- (1) 確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること
- (2) 乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと
- (3) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」(以下「指導監督マニュアル」という。)に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック事業者編 概要編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf

指導監督マニュアル トラック事業者編 本編

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf

2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。